

## カントにおける醜と崇高について

小林 信之

### 否定的な純粹趣味判断の可能性？

『判断力批判』の前半部「感性的判断力の批判 (Kritik der ästhetischen Urteilskraft)」を一貫する基本線は、純粹な趣味判断の事実問題としての解明をへて、その権利問題にとりくむ演繹論と弁証論にいたるラインである。もちろん『判断力批判』は、それ以外に豊かな経験的内容をふくみ、連関するさまざまなテーマを論じている。付属美や崇高について、また人間の技術(芸術)と創造性(天才)の問題、多様な感情の諸相にかんする議論(カント版の情念論とも呼ぶべきもの)、そして後半部の目的論や神学的主題にまでおよんでいる。しかし中心をなす主題はあくまで、自然の合目的性を原理とする純粹な趣味判断であり、それを四契機に即して分析し、演繹と弁証論に託すというプロセスに『判断力批判』そのものの成否がかかっているといわねばならない。

したがって純粹でない趣味判断の対象となるものは、さしあたってここでの議論から除外することができる。この意味では「美しくないもの」の判断、つまり否定的な趣味判断は、相対的・経験的な判断としてしかありえないと考えられる。にもかかわらず、否定的でありながら純粹な趣味判断がありうるのではないかという主張が、いく人かのカント解釈者から申したてられ、美とともに醜の趣味判断をめぐる議論が交わされてきた。『判断力批判』のなかでカントは醜についての趣味判断を表立って論じていないにもかかわらず、批判哲学の潜在的可能性として、趣味判断を拡張することができるのではないかと主張されるわけである。けっきょくこの問題は、カント批判哲学の枠内において、美とならんで醜にかんしても反省的判断の純粹性が権利上みとめられるのかどうかという問いに集約される。たとえば、みとめるという立場にたつアリソンなどは、この問題が「カント趣味論の解釈が適切かどうかを測る試金石」(Allison 2001, 54, 72)であるとまでいっている。たしかに醜の問題が趣味判断の超越論的性格をどう考えるにかかわるといいう意味で、解釈の分岐点となりうるものであるのかもしれない。だが本論の立場からすれば、これまでの議論の必然的帰結として、この問題を提起する前提自体を疑わしいと解するものであり、したがって純粹でありながら否定的な趣味判断は不可能であるとみなさざるをえない。こうした観点から、おおまかにこの問題を検討しておきたい。

醜の趣味判断の可能性にかんしては、カントのいう認識諸力（構想力と悟性）の「調和」という概念をどう解するかということが議論の焦点となる。そのさい超越論的次元と経験的次元を峻別することが重要であり、この点を混同することで醜の純粹趣味判断の可能性が誤認されると考えられる。

したがってまず、構想力と悟性によって成立する対象認識にわたしたちは着目することからはじめよう。つまり超越論的な次元での対象認識の可能性は、ふたつの認識能力の協働なしには成立しえないことがカントの認識論の基礎的前提をなしていることはいうまでもないが、ある対象を美しいと感じ、そう判断する主観的な趣味判断も、そのことを前提したうえではじめて可能になるということである。

わたしたちが経験において、なにかを主観的に美しい、きれい、きたない、おぞましい、醜悪だなどと判断する場合、いずれにおいても当然ながら、知覚において客観的認識は成立している（なにか得体がしれないもの、名も知れないものに、きれいとか、おぞましいとか感じることはいくらでもありうるので、対象がなんであるかという経験的概念は得られていないかもしれないにせよ）。つまりこうした経験においても、すでにその前提として知覚的認識が成立している以上、構想力と悟性の相互作用、つまり「調和」は生起しているとみなさねばならない。構想力が把持した直観の多様が、対象の表象として、たとえば実体のカテゴリー（つまり純粹な悟性概念）をつうじてひとまとまりの物としてわたしたちに認識され知覚されていなければ、きれいとか、おぞましいとか感じることも、そう判断することもできないだろう。対象認識の超越論的次元を基礎として、そのうえではじめて快不快の感情の問題を問うことが可能になる。

### 快不快の感情と経験的趣味判断

カントは「快不快の感情」を、認識能力および欲求能力とならんで人間の心の能力全体を構成するひとつとみなしている（V 198 の一覧表を参照）が、この場合そもそも感情とはなにを意味するのだろうか。そして主観において感情はすでに、快不快というプラス・マイナスの評価をふくんでいるとすれば、それはどのように言語的な判断へともたらされるのだろうか。このとき、快不快と美醜とが呼応関係をなすことが推察され、そこからさらに、醜にかんする趣味判断の権利をみとめる議論がみちびかれることになるのだろう。

この問題を考えるうえで、しばしば取りあげられるのは、カントの前批判期に属する論文「負量概念を哲学に導入する試み」（1763）である。カントはこの論文で、数学における負量（negative Größe）を哲学にも適用しようとつとめている。そのさい、たんなる論理的關係ではなく、実在的關係として、つまり打消し（Aufhebung）ないし剥奪（privatio）という対立關係として、負量を考える必要があるとされる。つまり負量（マイナス）は「……を欠いている」というたんなる欠如にとどまらず、積極的（ポジティブ）な価値を担わねばならないというのである。「実在

的対立 (Realrepugnant) は、一方が他方の結果を打ち消す積極的根拠であるような、ふたつのものが存在するかぎりにおいてのみ生ずる」(II 175) とかれは述べている。

さて、そのうえでカントは、この負量の概念をわたしたちの経験領域にあてはめ、たとえば心理学の領域に属する例をあげて説明しているが、このとき快 (+) と不快 (-) の感情がとりあげられることになる。つまり不快とは、たんに「快ではないこと」(欠如) にとどまらず、実在的に積極的な価値をふくみ、快にたいして「打ち消す」働きをふくんでいる。これは、愛と憎悪、欲求と嫌悪などと同様だとされる。つまり両極に快 (+) と不快 (-) があり、その中間点に快でも不快でもないニュートラルな無記の状態 (0) が位置づけられるというように、グラデーションをなす感情が想定される。要するに快と不快は相互関係において、相関的にのみ考えることができるのであり、これにもとづいて、快不快の度を考えることができるということである。

このようにグラデーションをなす快不快に呼応して、美醜への趣味判断もくだされるわけであり、したがって美醜も、主観的感情におうじて、美 (+)、ニュートラル (0)、醜 (-) と段階的な度をふくんだものとなる。

これと同様の考察は、たとえば「人間学にかんするレフレクション」の669 (XV 296f.) をはじめ、形而上学や論理学の講義録など数多くのこされている。一例をあげれば Philippi 論理学 (1772) では、「醜とはポジティブ (積極的) ななにかであり、たんなる美の欠如ではなく、美に対立するものの存在である」(XXIV 364) と述べられている。

では、以上の考察において、なんらかの対象認識と、主観的感情 (さらには感性的な判断) との関係はどうなっているのだろうか。さきにふれたように、人間の心の能力の全体性をカントは、認識能力、快不快の感情、欲求能力の三者から成るものとみなしているが、これら三者は、人間存在の全体においてたがいに別々に働くわけではない。実践的欲求を背景としてのみ認識はなされるし、また経験的認識においても、それと不可分に快不快の感情がともに生起している。トータルな人間性を考えたとき、悟性的存在者であるわたしたちは、同時につねに感情とともにあらざるをえないのであり、経験的には、わたしたちの対象認識においてもなんらかの感情 (快でも不快でもないニュートラルな感情もふくめ) に彩られているといわねばならない。

このようにわたしたちの経験において認識能力と主観的感情とは、切りはなすことができず連関しているとみなすことができる。ある対象を知覚し認識しつつわたしたちは、その対象に触発されて、同時になんらかの感情のうちにあるということである。この意味での感情は、心の状態 (Gemütszustand) を告げ知らせる感覚として、認識における思考作用とともに生起している。

さて、それならば、対象認識によって得られた表象  $x$  が、経験的な趣味判断において判定される場合、主観的感情はどのように働き、どのように規定されうるのだろうか。わたしたちにとって対象認識は、感性的直観の多様をとりまとめる構想力と、それを概念へともたらず悟性との相互作用によって可能となる。そしてその両者の相互的な働きあいが、主観的には、内官をつうじ

て感情として感受されるのである。この相互作用において調和から不調和へといたる度合が、快不快の感情に呼応すると考えられ、感情はいわば、ふたつの認識諸力の「調和」の度として解釈されるわけである。

こうして  $x$  という対象の認識は、認識諸力の相互作用としての感情をつうじて、 $x$  の表象にたいする感性的な趣味判断にいたる。このとき快 (+)、無記的 (0)、不快 (-) とグラデーションをなす感情は、感性的な快不快であれ、あるいは概念的に規定された判断の快不快であれ、実在的なものへの関心にむすばれており、したがってこのときくだされるのは、相対的な度を有する経験的趣味判断である。

だが、このとき快不快の感情が対象への関心にもとづく以上、美醜の趣味判断はあくまで経験的な判断として、拡張された多様なスペクトラムをふくむことになるだろう。たとえば感性的な趣味判断としては、味覚的快としてのおいしさや、耐えがたい嫌悪と吐き気を呼びおこす醜悪さ、性的欲望をかきたてる刺激等々が評価されるだろうし、また概念規定をふくむ趣味判断としては、道徳的・文化的概念にむすばれた諸価値（グロテスクやピクチャレスク、粹やかわいいなど文化的背景をもった諸価値）、さらには付属美（機能美など、手段性・概念性を前提した価値）なども判断対象となるだろう。要するに美醜の趣味判断は、感性的な豊かな広がり擁する経験的・相対的判断であることになろう。だが、これは、関心をふくむ以上純粹ではなく、むしろ「混合的」(Guyer 2005, 162) な趣味判断といわねばならない。さきにあげた、カントからのいくつかの引用文も、快不快の感情にかんする経験的・心理学的考察として、人間学の文脈において記されたコメントと解されるべきであって、純粹な趣味判断の批判という文脈で読まれるべきではない。

### カントの趣味論における醜の可能性

カントは、美についての判断では、普遍概念がみいだされないために構想力と悟性が、拘束されることなく自由に、かつ調和的に遊働しあう状態が、快感情として感受され、美しいと述語化されるのだと考える。つまり超越論的な反省の機能を担いうるのは、美しいものにとどまりつづけようとする感情だけであり、したがってポジティブな趣味判断だけである。

これにたいしてネガティブな趣味判断、つまり美ではなく醜にかんする純粹な（したがって普遍妥当的な）趣味判断を、カントの分析論のうちに権利上ふくめることができるのではないかと議論が、近年提起されている。構想力と悟性の自由で「不調和」な遊働が、「不快」として感受されるとき、醜にかんする純粹な趣味判断も想定されうるのではないかと主張されるわけである。だが、ここで問題となるのは、構想力と悟性の協働がわたしたちの経験と認識の成立そのものにとって必要な前提であるとするれば、はたして両認識能力の「不調和」な遊働といったものが許容される余地があるのかということであろう。

純粋な趣味判断は美に限定されると考える立場と、醜の趣味判断も可能だとする解釈とを以下にいくつかとりあげて、本論にかかわるかぎりで検討しておきたい。

(1) David Shier

まず「なぜカントはなにも醜いとはみなさないのか」と題された論文を記した David Shier の主張をとりあげよう。その主張を簡単に要約すればつぎのようになるだろう。趣味判断とは、主観的で感性的な（つまり感情にかかわる）判断なので、いいかえれば認識における規定的概念にもとづくことができないので、それが普遍的で共有・伝達可能であるために唯一可能な方途は、認識一般の必要条件をみたすことである。では、認識一般を成立させる必要条件とはなにか。カントによれば、それは「悟性と構想力が調和的に相互作用すること」である。認識における規定的判断であれ、趣味判断であれ、両認識能力のそのような調和にもとづいている。したがってこの調和的な相互作用が普遍的で共有・伝達可能な認識の主観的条件をなす以上、それ以外に認識一般にかかわる心の状態はありえない。ところで、この調和的な相互作用は、両認識能力の自由な遊働状態として、つねに快である。だとすれば、カントの批判哲学内部で趣味にかんして問題になりうるのは、美にかんする肯定的な判断だけであり、醜にかんする否定的な判断ではない (Shier 1998, 416-418)。

(2) Paul Guyer

Paul Guyer においても、醜の趣味判断を否定する同様の議論がいつそう精緻な仕方で提起されている。カントは災厄や疫病などにおいて醜の存在をみとめている (V 312) ので、Shier の主張はあきらかに行きすぎだとみなしつつも Guyer は、醜についての判断が、純粋な趣味判断ではありえないと考える点で Shier に同意する。その論拠は、カントの認識論的前提に依拠したものである。簡単にみてみよう。

ここまでの議論からあきらかなように醜にかんする純粋な趣味判断がなりたつためには、構想力と悟性というふたつの認識能力の相互作用において両者の「不調和」の可能性がみとめられなければならないが、しかしそのような可能性はカント批判哲学の体系における認識論全体によって阻止されると Guyer は考える。『純粋理性批判』が論じるところでは、「わたしは考える」という統覚の超越論的統一は、いっさいのわたしの表象にともなうことができなければならない (KrV B131)。そしてわたしの統覚の超越論的統一への多様な諸表象の帰属が可能であるためには、カテゴリー（純粋悟性概念）をその表象に適用することが必要である。しかし直観の純粋形式が経験的直観の形式（時間空間）にはかならないように、純粋悟性概念とは事実上、規定的な経験的概念の形式にはかならず、したがってわたしの表象の対象すべてにカテゴリーが適用可能であるためには、規定的な経験的概念をその対象すべてに適用することができなければならない。た

たとえば実体のカテゴリーは物質という経験的概念をつうじてのみ経験的直観に適用されうるのであり、また因果性のカテゴリーは、運動における法則的变化という経験的概念をつうじてのみ経験的直観に適用されうるのである。

さて、以上の諸前提が含意するのは、なんらかの経験的概念を表象に適用することなしには、けっしてその表象を意識することはできない（つまりそもそもわたしたちの経験が成立しない）ということである。そして多様な直観に概念を適用することとは、すなわち構想力による感性的多様に、悟性の能力を調和的に作用せしめることであるとすれば、そのことが意味するのは、悟性と構想力のあいだの形式的調和なしには、そもそも、ある対象を意識することさえできないということである。

このような認識論的前提から Guyer がみちびきだすのは、カントにとって、なんらかの対象経験において構想力と悟性のあいだで可能な関係はふたとおりしかないということ、すなわち概念に依拠した両者の調和状態か、概念に拘束されない自由な調和状態かのいずれかしかないということである。だとすれば、醜の趣味判断において含意されるような、両認識能力のあいだのまったくの不協和状態、つまり調和のたんなる不在は、統覚の超越論的統一と両立しないのであり、ありえないことになる。(Guyer 2005, 145-147)

### (3) Reinhard Brandt

ほぼ同様の論理にもとづいて Brandt もまた、醜にかんする趣味判断を否定し、美のみが普遍性を要求することができること、つまり公共的であることを強調する。かれによれば、快のみが認識論的根拠（すなわち認識一般へと調和的に適合していることを告げている認識諸力の遊働）を有している以上、不快ではなく快が、判断を根拠づける基礎である。認識能力同士のこの遊働を欠けば、趣味の普遍的空間も消失し、判断者はみずからのたんなる私私性へと転落する。かれは、「xは醜い」と語ることができるが、そのさい主観的普遍性と必然的な賛同を要求しうるコミュニケーションの可能性は閉ざされている。醜については、ひとびとは一致できない。わたしたちは醜に直面して、別々の世界に生きることになるのであり、ただ美しいもののみが感性的な共通感官の共同世界を可能にするのである。Brandt はそのように主張している (Brandt 1994, 36f.)<sup>(1)</sup>。

さて、醜の趣味判断の可能性を否定する以上の代表的な解釈にたいして、それが可能だと考える立場にかんしていえば、細かな論拠の差異は多岐にわたるが、大まかな共通項として、(i) 認識判断の根底にある諸能力の調和（認識的調和と呼ぼう）と、(ii) 肯定的な趣味判断の根底にある調和（感性的な調和と呼ぼう）とのあいだに明確な区別を設けるべきだという主張があげられる (Wenzel 1999, 412)。つまり認識の次元における調和と趣味判断の次元における調和とを、

なんらかの仕方で差異化することができれば、前者(i)を前提したうえで、後者(ii)において不調和(disharmony)の可能性をみいだせると考えるわけである。いく人かの議論を検討してみよう。

#### (4) Christian Wenzel

Wenzelは、(i)と(ii)の区別をより明確にすることで、否定的な趣味判断の根底にある認識能力同士の不調和(感性的な不調和と呼ぼう)が、感性的な調和と同様にみとめられるべきだと考える。「感性的な調和と感性的な不調和とは、たがいに類似した仕方で認識一般に関係しており、[両者とも]ひとしい根拠で、肯定的かつ否定的な趣味判断の普遍妥当性要求を正当化するものである」(Wenzel 1999, 417)とかれは述べている。そしてWenzelは、「美しいものの分析論」であたえられた説明を解釈しなおして改変すれば、「醜いものの分析論」を同様に構想することは可能だ(Wenzel 1999, 420)と考え、例として『判断力批判』§6(V 211)の文章の改変を提案している。つまり要約的にしめせば、「無関心的に快を感じ、それが万人にとっても快の根拠をふくむと判断せざるをえないとき、その快を万人に要求する権利があると信じざるをえない。なぜならこの快の根底にはなんら私的条件がないのだから」という文であるが、ここでしめされている「快」はそのまま「不快」におきかえることができるというのである。

美しいものへの純粋な趣味判断の場合わたしたちは、構想力と悟性の両認識能力の自由な調和的遊働とともに、つまり快とともに、対象の形式について反省し、認識一般にとってその形式が適合的であることをみいだすのだとすれば、まったくそれと同様に醜の趣味判断の場合にも、両認識能力の自由な不調和的遊働とともに、つまり不快とともに、対象の形式が認識一般にとって不適合的であることをみいだすことになる。そして美であれ醜であれ感性的な趣味判断が純粋で普遍妥当的であるのは、それが、適合的か不適合的かにかかわらず認識一般への反省であるからだ(Wenzel 1999, 422)。

#### (5) Henry Allison

『カントの趣味論』においてAllisonは、「美しいものの分析論」を論じるなかで、美との対極性において醜についても純粋な趣味判断が当然みとめられると主張している(Allison 2001, 71f.)。かれが依拠するのは、さきあげたカントの論文「負量概念を哲学に導入する試み」(1763)や諸講義録などであり、それらを(たんに論理的なだけではない)実在的でポジティブな醜の存在のテキスト上の論拠とするのである。

そのさい、Allisonの議論において決め手となるのは、やはり認識の次元と感性的な次元とを明確に区別することである。つまりAllisonは、構想力と悟性の「自由な相互作用」と、両者の感性的な「調和」とが同一でないのみなすのである(Allison 2001, 116f.)。前者が客観的認識にとって前提される超越論的な働きであるのにたいし、後者の感性的な次元においては、調和・不

調和の主観的關係が可能であり、それらは無関心的な快・不快の感情に帰着することになる。このように区別すれば、構想力と悟性の、不調和的でありながら「自由な相互作用」が可能となり、醜の趣味判断が普遍妥当的なものとして確保されることになるというのである。

## (6) Mojca Küplen

Küplen もまた、醜の趣味判断にたいする Guyer の認識論的批判に対抗するかたちで、肯定的な醜概念の弁護論を展開している。たしかに Guyer のように、認識（知覚経験）においてアプリアリに調和が成立していることを快とむすびつけば、不調和は存在しえず、アプリアリには不快な醜の趣味判断は成立しえないことになるだろう。しかしそれにたいする Küplen の戦略は、やはり認識における調和（ふたつの認識能力の相互作用）と、感性的な趣味における調和とを区別することによって、後者における不調和的な働きを許容しようというものである。

まず Küplen は、知覚経験において構想力と悟性が調和的に相互作用することをみとめる。直観の多様をとりまとめる構想力を概念的に悟性が規定するという仕方で、両認識能力の概念的調和が成立するのである。だがこのことを前提したうえで、同時に趣味判断においては、概念に規定されていない「自由な」構想力が働くのだという。認識においては拘束されている構想力が趣味判断において自由であるという点に Küplen の主張のポイントがある。

たとえば知覚から趣味判断への移りゆきのプロセスはつぎのように説明されている (Küplen 2013, 119)。ある対象の知覚像を得るためには、構想力と悟性のあいだに概念的調和が成立していなければならない。しかし一定の種の成員全体に共有される形式への抽象化と図式化によって対象認識が進展していくとしても、個々の知覚像において、同種の他の像との差異化が生じてくる。すなわち個々の知覚像は、概念によって規定されることのない付加的な諸特徴 (additional features) の点でさまざまに相違している。(たとえば、なにかの花を知覚するとき、花という概念規則におさまらない個々の花の付加的・余剰的特徴、たとえば花卉の色あいなどが現前しているように)。そして Küplen によれば、このような付加的特徴を呈示するのが、概念に拘束されない「自由な」構想力の働きだというのである (Küplen 2013, 119)。じっさい、悟性による束縛として現れる規則性から離れることで「構想力の自由」がグロテスクなまでにおしすすめられた事例としてカントは、庭園におけるイギリス趣味や家具のバロック趣味をあげている (V 242)。

したがって趣味判断において快がうまれるのは、構想力の認識的働きが悟性と調和する場合ではなく、自由な構想力、つまり悟性によって必要とされる働きを超えて働く構想力が、悟性と調和する場合である (Küplen 2013, 124)。つまり Küplen が焦点をあわせるのは、構想力の働きであり、それが自由か、不自由かという問題である。そして後者の可能性から、趣味判断におけるたんなる反省において、(構想力による) 感性的多様と概念とのあいだに不調和が生じてくることになる。

ところでここで留意すべきことは、Küplen の議論をみちびいているのが、判断力における反省 (reflection) の問題であることである。つまり反省的判断力である趣味判断と、(経験的概念や法則の獲得のための) 論理的な反省的判断力とのあいだに、暗黙の類比的関係が前提されているのである。

反省的判断力が前提する原理とは、自然をシステムとして合目的的に表象する原理である。そしてその原理にしたがって「自由な構想力」が、感性的な反省と論理的な反省のいずれにおいても働いている。後者の論理的な反省的判断力の場合には「自由な構想力」が関与することで、諸表象を相互に比較・対照して共通特徴(経験的な概念や自然法則)を抽出し発見することが可能になるわけであり、そのさい自然システムとしての種類関係のような合目的性の原理が統制的に前提されるわけである(Küplen 2013, 125f)。他方、趣味判断における反省とは、単独の表象(の形式)をわたしたちの認識能力それ自体と比較するものである。そして趣味判断におけるそのような働きの結果が、快・不快の感情であり、つまりその表象によってどの程度、合目的性の原理がみだされているかがあきらかとなるのである(Küplen 2013, 129)。

では、Küplen は、このふたつの反省的判断力の関係をどのように考えるのだろうか。反省的判断力とは一般に、特殊なものをつうじて自然のうちに普遍としての統一性とシステム(合目的秩序)をみだそうとする働きであるが、そのさい、かならずしも普遍に到達できるわけではなく、その成否はあくまで偶然的である。つまり自然の規則性・体系性・合目的性は、統制的に働く主観的格率にすぎないのである。したがって論理的な反省的判断力において、経験的な概念や法則を獲得できれば、判断力の欲求の充足として快感情にいたり、逆の場合には不快が生じることになる。

構想力と悟性の自由な相互的遊働は、論理的・反省的判断力と感性的な反省的判断力(趣味判断)の両方において前提されるが、前者の場合、自由な遊働は規定的概念の獲得に帰着し、他方後者では快不快の感情のみに帰着する。つまり後者の趣味判断の場合には、構想力と悟性ととのあいだの「自由な不調和」(Küplen 2013, 116)も認識論的に可能なのであり、その結果として不快の感情が生じ、醜の趣味判断がなされるわけである。以上が Küplen の議論の骨子である<sup>(2)</sup>。

## (7) まとめ

以上の議論にたいして、わたしたちはどのように応答すべきだろうか。

まず Wenzel の主張では、趣味判断において快を不快に単純におきかえれば、醜にかんするアプリアリな判断の可能性をみとめることができるとされるが、はたしてそうだろうか。つまりアプリアリで純粋な趣味判断であるために必要とされる反省作用が、醜の判断においても生起するだろうかという点こそが問題である。そして美の趣味判断における「反省の快」のみが、対象の実在性への関心を遮断する感性的な反省的判断に固有な快であり、認識一般への反省において、

ふたつの認識能力の調和的遊働を開示するというのがカントの洞察ではなからうか。

またそれに関連して Küplen の議論でいえば、論理的反省と感性的な反省は同列のものとして前提しうるのだろうか。Küplen の戦略は、認識の場面における論理的・反省的判断力（経験的概念・法則の獲得）との対比において感性的な反省的判断力を論じるものである。だが、前者は感性的ではない以上、感情とは無縁と考えるべきであり、両者は別々の、あるいはことなった次元での反省として考えねばならない。つまり論理的な反省的判断力は、あくまで経験的にわたしたちの自然認識に奉仕するものであり、そのさい、経験的概念や自然法則を発見し獲得するために反省を感情が活性化することがあるとしても、それは、認識能力同士の自由な相互的遊働を顕在化するような快ではない。この点でそれは、美にかんする趣味判断とは無縁である。むしろわたしたちは、美の趣味判断における感性的な判断力固有の超越論的機能（つまり主観的感情にかかわる超越論の開示作用）にのみ注目すべきであり、それこそがカントを『判断力批判』にむかわせた原動力ではないかと考えるべきだろう。

さらに、自由な構想力が認識（知覚経験）にたいして、それを超えた「付加的内容」をもたらすというなら、感性的判断は、内容にたいしてくだされるといことだろうか。純粋な趣味判断とはあくまで主観的・形式的な判断でなければならない以上、内容にかかわる趣味判断は経験的判断にとどまるといわねばならない。つまりその場合にはたらく構想力は超越論的ではなく、経験的な再生的構想力であろう。たとえばカントのあげるイギリス庭園やバロック趣味は、まさに歴史的・文化的背景に規定された概念的・経験的趣味であるといわねばならない。したがって「付加的内容」と自由な構想力をむすびつける議論は、経験的次元にとどまるのである。

以上から基本的には、Guyer のいうように、醜にかんする趣味判断はアプリオリな純粋性の次元では不可能であると結論せねばならない。だが、そのことは、経験的次元で、さまざまな醜がみだされることと矛盾するわけではない。じっさい「魅惑する醜についての趣味判断」という論文を記した Lohmar が指摘するように、「わたしたちはなにか醜いものに魅惑されているのに気づくことがよくある」(Lohmar 1998, 506)。付属的・機能的な美しさ、美醜のあいだにあるニュートラルな諸価値、歴史的・文化的文脈における概念的な諸価値等々と同様、醜もまた経験的趣味判断に属しているのである。(醜の趣味論が可能であることの論拠としてあげられたカントのレフレクションや講義録の記述も、経験的・人間学的考察であることはすでにみたとおりであり、醜にかんするアプリオリな趣味判断の例証とはならない)。

## 崇高についての議論

純粋に感性的な判断における適意としては、醜にたいする不快は除外されねばならないとしても、カントの批判哲学内において、なお不快の感情を許容する純粋な判断がありうるとみなされている。いうまでもなくそれは、崇高の感情である。『判断力批判』のなかで醜にかんしては明

示的に占めるべき場所がなかったのにたいして、崇高なものの分析論には一章がさかれている。つまりカントが崇高を純粹に感性的な判断とみなして、そこに構想力と悟性の不調和としての不快を許容しているとすれば、純粹に感性的な「醜」の経験をみとめない立論にたいする反証となるようにも思われる。崇高がみとめられるなら、当然醜もみとめられねばならないということだ。したがってわたしたちは、カントの批判哲学における崇高の概念を精査する必要がある。

そもそも崇高とはなにかをあきらかにするために、まず美との対比において両者の相違点を考えてみよう。美の場合、美しいと判断される対象の表象において、つねにその形式が、つまり境界づけ (Begrenzung) が問題となるのにたいして、崇高の場合、その判断のきっかけとなるのは、形式を欠いた (formlos) 自然の対象であり、つまりそこでは、境界づけられていないこと (無制約性 Unbegrenztheit) が重要な意味をもつとされている (V 244)。崇高は、わたしたちの感性的能力 (構想力) の限界に直面させるのである。

もちろん美についての判断と崇高についての判断は、感性的判断でも論理的・規定的判断でもなく、自然の合目的性を原理とする反省的判断であるという点では共通であり、したがっていずれも認識能力間の調和 (適意) にもとづく快感情をとまなうものである。しかし崇高の場合には、のちにみるように、構想力にとってはその能力を超えた不適合性の感情 (不快) を介して、同時にわたしたちの内なる理性理念の無限定性の感情 (快) が呼びおこされるという、ある種屈折した構図でとらえられている。いいかえると、崇高の感情は、自然的存在者 (Naturwesen) としてのわたしたちの限界をそれがあらわにするかぎりにおいて「不快」であると同時に、わたしたちの非感性的能力の卓越に気づかせるという意味では「快」でもある (V 261)。つまりそれは、間接的で消極的な快なのである。

崇高の感情においてわたしたちの限界があらわになるというのは、第一にその大きさを量的に評価しえない自然に直面したときであり、第二にその威力をまえに無力を感じざるをえないような自然現象とむきあったときである。カントは前者を数学的崇高、後者を力学的崇高と名づける。すなわち崇高なものは、自然の量 (大きさ) および力という、ふたとおりの観点において人間の感性的能力をひるませ怖気づかせると同時に、それにもかかわらず非感性的な、内なる理性能力にとっては自分が自然を凌駕していることを告知する (その点で快をもたらす) というのである。

#### (1) まず数学的崇高からみていこう。

カントによれば構想力のふたとおりの働きに呼応して、大きさ (量) についての論理的判断と、「x は大きい」という感性的判断との対比が重要な意味をもっている。なにかの大きさを量的に判断する場合に、つまり数学的・論理的量評価の場合に働いているのは、構想力の継起的な把握 (Auffassung, apprehensio) である。そしてこの働きは、悟性の数概念にみちびかれて、ある単位をくりかえすことによって際限なくつづいていくことが可能である。

他方、この論理的評価のプロセスには感性的な量評価が、つまり主観的感情によって「大きい」と判断する働きが、ともなっている。そしてその場合には、構想力の感性的な総括 (Zusammenfassung, comprehensio aesthetica) によって、瞬間における同時的存在の直観的表示が求められることになる。まさにこのとき構想力は、際限なくつづく継起的把握の働きにたいして、その無限の大きさを統一的に描出せよという理性の要求に直面することになり、しかもそれは不可能な要求である以上、構想力は必然的に挫折せざるをえないことになる。この間の経緯をカントはつぎのように記している。

〔論理的な量評価はなんのさまたげもなく無限に進行していくにもかかわらず〕しかし心は、みずからのうちで、〔……〕所与のあらゆる大きさにたいして総体性を要求する理性の声 (Stimme der Vernunft) に耳をかたむける。したがってこの理性の声は、ひとつの直観への総括を求めており、前進的に増大する数系列の全項にたいして、それを描出すること (Darstellung) を求めている。しかも理性の声は、無限なもの (空間および経過した時間) であってもこの要求から除外せず、それどころか (通常の理性の判断における) この無限なものを全体として (その総体性にかんして) あたえられたものと思惟することを避けがたいものとするのである。(V 254)

たとえば廣大無辺にひろがる夜空をみあげてわたしたちは、論理的・数学的に測定された大きさの規定 (何億光年) とは別に、その無限の広がり全体として構想力によって描出するよう (カントによれば「理性の声」によって) 要求される。このときわたしたちは、みずからの感性的能力の限界と、自分のとるにたらない存在を思い知るだろう。いいかえると構想力は理性の要求に応じることができず、両者のあいだに不協和 (つまり不快) が生じたということであり、だが他方でそのことは、無限なものをひとつの全体として思惟する超感性的な能力 (理性) がわたしたちの内にあることがしめされたということでもある (その意味では快である)。

## (2) 力学的崇高もほぼ同様のメカニズムによる説明がくわえられる。

カントは、感性的判断において、自然現象が恐怖の対象として抵抗しがたい力 (Macht) とみなされながら、それがわたしたちにまったく暴力的強制力 (Gewalt) をおよぼさない場合、その自然は力学的崇高と呼ばれると述べている (V 260)。威嚇するような断崖絶壁、雷雲、火山、暴風、大洋、瀑布などは、わたしたちの抵抗する力をちっぽけなものと感じさせるが、わたしたちが安全な場所にいさえすれば、その眺めが恐ろしければ恐ろしいほど、かえってわたしたちの心をひきつける。そしてカントによれば、そうした恐怖をいだかせる対象をわたしたちが好んで崇高と呼ぶのは、それらが「魂の強度をその通常の度合いをこえて高め、わたしたちの内なる別

種の抵抗力、つまり自然の外見上の全能に比肩しうる勇気をわたしたちにさずける抵抗力を、発見させてくれる」からである（V 261）。いいかえれば、自然の圧倒的な力は、自然的存在者（Naturwesen）としてのわたしたちに恐怖と無力感を味あわせるとしても、同時にそれとは別種の非感性的能力（理性能力）において、自分が自然を凌駕していることを発見させ、〔感性的に〕そう判断させるというのである（V 261）。

### (3) 崇高と尊敬

以上のような崇高の感情にかんする議論は、一見して実践理性にたいする道德感情との類縁性を想起させる。この点についてもみておこう。

カントにおいて道德法則は、どんな理性的存在者にとっても、またいつでもどこでも、普遍的に妥当しうるアプリオリな客観的原理にもとづくものとみなされている。そして感性的な欲求や傾向性に内容的に拘束されているかぎり、実践的法則は偶然的で主観的なものにとどまるがゆえに、行為をみちびく理性の原理としての道德法則は、あらゆる内容を排除した形式、つまり定言命法のかたちで表現される形式でなければならない（V 31）。このとき道德法則は、あらゆる感性的・経験的束縛をまぬかれているという意味で自由の概念とむすばれている。すなわち道德法則にしたがう行為のみが自由の意識を開示しうることからすれば、道德法則は自由の認識根拠（ratio cognoscendi）をなしている。だが逆にいえば、自然法則の必然性とは別の原理にしたがう自由意志が、「理性の事実」（V 31）として、道德法則の拒むことのできない実在性を証しているという点では、自由は道德意志の存在根拠（ratio essendi）なのである（V 4）。

では、このようにアプリオリにあたえられた道德法則は、感性的世界に生きるわたしたちにとってどのような意味をもつのだろうか。

一方で道德法則は、有限な感性的存在者であるわたしたちにたいして、その傾向性と自己愛を打ちのめし、一種の強制と義務としてネガティブに働かざるをえず、必然的に苦痛と謙虚さの感情にみちびく。だが、他方で同時に、道德法則の働きの結果としてのこの感情は、法則への義務にたいする畏敬と尊敬でもあり、つまりわたしたちをポジティブに動機づける道德感情でもある。カントの言葉をひこう。

〔……〕道德法則が自惚れ（Eigendünkel）をへりくだらせることをつうじて傾向性の悪影響を弱めるかぎりにおいて、道德法則への尊敬は、その法則が感情におよぼすポジティブではあるが間接的な働きの結果とみなされねばならない。したがって尊敬は、活動の主体的根拠として、つまり道德法則を順守するための動機として、また法則に適った行状をなすための格率〔つまり主観的な行動原則〕の根拠として、みなされねばならないのである。（V 79）

以上からあきらかなように、「尊敬はつねに人格のみにかかわり、けっして事物 (Sachen) にはかかわらない」(V 76)。カントはここで、尊敬に似て非なる感情として、天高くそびえたつ山や天体の広大さなど、自然の事物への賛嘆や驚嘆をあげているが、これは第三批判の崇高論へとつながる記述であろう。つまり感性的にけっして描出しえない理念を要求する理性の法則 (道徳法則) への尊敬を媒介にしてはじめて崇高の感情も理解されるということである。したがって道徳感情である尊敬と同様に崇高もまた、理性能力としての「わたしたちの人格の内なる人間性 (die Menschlichkeit in unserer Person)」(V 262) にたいする敬意の徴というべきであって、わたしたちが自然の現象をしばしば崇高と判定するとしても、それはいわば誤認と「すりかえ (Subreption)」にもとづくのである。カントはつぎのように述べている。

[……] 自然における崇高なものの感情は、[じつは] わたしたち自身の使命にたいする尊敬である。だがわたしたちはこの尊敬を、ある種のすりかえによって (つまりわたしたちの主観のうちにある人間性の理念への尊敬を客観への尊敬ととりちがえることによって) 自然における客観にたいして証示するのである。わたしたちの認識諸能力の、理性としての使命が、感性の最大限の能力をも凌駕していることが、このことによってわたしたちに、いわば直観化 [つまり可視化] されることになる。(V 257)

もちろん道徳法則にたいする尊敬の感情が、道徳的行為の主観的根拠としての動機 (Triebfeder) を構成することは、崇高との差異としてみすごすことはできない。崇高とはあくまで感性的な主観的判断によって判定される感情であり、それは実践から遮断されて、どこまでも観想の立場からの判断である。美の場合と同様、この崇高の判断は、客観についての規定された概念を根底にもつことなく、ひたすら心の諸力 (構想力と理性) の主観的遊働を調和的で合目的なものとして—ただし両者の合致ではなく抗争 (Widerstreit) をつうじて—表象するのである (cf. V 258)。

とはいえ崇高なものにかんする感情は、道徳法則に媒介されることによって固有の普遍妥当性と必然性の要求をなしうる点では尊敬の感情と共通している。カントによれば「自然の崇高なものへの快は、理性的観想の快 (Lust der vernünftelnden Kontemplation) として、たしかに普遍的な共感を要求するけれども、しかしその快自身すでに別の感情を、つまりみずからの超感性的使命の感情を、前提している」(V 292)。リオタールもそのカント解釈でしめしているように、崇高なものにおいて理性的思考が感じる適意は、尊敬そのものではないのであって、むしろ崇高とは、感性の次元における (実践ではなく観想の次元における) 「一種の尊敬の反響」(une sorte d'écho du respect) なのである (Lyotard 1991, 281 [リオタール 2020, 327])。

このように崇高における不快と、感性的でネガティブな快が、以上のように道徳感情の「反響」

としてあらわになるとすれば、ガイヤーがいうように、それを「純粋な」感性的判断とみなすことができるかどうか、疑わしいことになる。たしかに『判断力批判』のなかですくなくとも一個所カントは、自然における崇高なものにかんしてくだされる「概念が混入していない純粋な感性的判断」(V 279)について言及している。しかし他方でかれは、わたしたちを圧倒する自然の対象をまえに崇高の感情をいただき、感性的判断をくだしうするためには、その判断の根底にある理性の陶冶と道徳的諸理念の発達とが必要であることも強調する(V 264f)。崇高の経験において理性は、感性を拡張して自分の領域(つまり実践的自由の領域)に適合させ、無限なものを垣間見させようとするわけであるが、しかし道徳的に陶冶されていない人間の感性にとってこの無限なものは底知れぬ深淵でしかないということである(カントは、未開の人間にとっては威嚇的で恐怖でしかない自然の威容、たとえば氷雪におおわれたアルプスの山並みが、文明化された者にとっては、魂を高揚する感覚をあたえるという例をあげている)(V 265)。つまり以上のことからいえるのは、「カント自身は、この点について両義的であるように思われるけれども、かれの分析自体から示唆されるのは、崇高経験を純粋な感性的経験のモデルとみなすべきではない」(Guyer 2005, 161)ということである。したがって崇高の経験は、そのふたとおりの形式において、純粋な経験ではなく、むしろ「混合的(mixed)な感性的経験」(Guyer 2005, 161)であるというガイヤーの指摘はおおむね首肯できるものである。

たしかに崇高なものについての判断は、超越論の哲学に属するテーマであるけれども、道徳法則に媒介されており(つまり美のように直接的に普遍妥当性を要求できるわけではなく)、理性理念への連関が判断の根底にある以上、美と同じ意味で純粋な趣味判断とはいえない。つまり崇高は、道徳感情そのものではないとはいえ、道徳法則への関心をいだきうるだけの教化された適性を要求する感情である。この意味で美にかんする趣味とおなじ共有伝達可能性が崇高の感情にはみとめられない。リオタールもいうように「崇高な共通感覚というものはない。なぜなら崇高なものは道徳感情による媒介を必要とするからであり、そしてその道徳感情はといえば、主観的にアプリアリに感じられた理性概念(絶対的原因性としての自由)であるからである」(Lyotard 1991, 274 [リオタール 2020, 319])。

まさにこの点において、なぜ『判断力批判』のなかで崇高論が、自然の合目的性の感性的判断にとっては「付録」でしかないのかがしめされている。もちろん崇高の議論に「付録」以上の読みこみをすることも可能であり、そこに批判哲学の枠組をこえた潜在的可能性をみてとることも可能であろう<sup>(3)</sup>。しかしそれは本論とは別の問題であるといわねばならない。

#### 注

(1) このように『純粋理性批判』においてしめされた認識論の根拠によって、醜にかんする純粋な趣味判断の存在をみとめない議論は、結論において本論の立場とほぼ合致している。しかし認識諸力の自由な遊働とい

う超越論的構造をそなえているのは美のみであるという論拠にしたがって感性的な醜の判断をみとめない Guyer らの議論自体は、本論では承認しえないと考えている。つぎにみるように Guyer らの議論には、この点について幾人かのカント解釈者から批判が提示されている。本論ではむしろ、美にかんする感性的な趣味判断だけが、超越論的に特異な反省作用と直接的な自己開示作用をそなえており、その意味で『判断力批判』において特権性を有している点に注目するものである。

- (2) Alix Cohen も認知的判断と感性的な反省的判断の区別をつうじて醜にかんする純粋な趣味判断をみとめる議論をおこなっている。すなわち「〔純粋美の場合〕おなじ理由で純粋醜 (pure ugliness) の経験においても、バラを対象としてわたしに経験させるような認知的調和が成立していると同時に、感性的な不調和も成立しているのだらう [……]」(Cohen 2013, 205f.)。このとき Cohen は、認識能力の相互作用の根底に自由な関係と不自由な関係 (faul な遊働と呼ばれる) を、つまり認識作用にとって促進的 facilitated か、妨害的 hindered かという関係を、みてとっている (Cohen 2013, 207)。そして後者の関係の帰結である不快をわたしたちはア priori に醜として判断するわけである。また高木駿も論文「醜さとはなにか?」において、醜の趣味判断が可能であることを論じているが、その論拠はおおむねこれまでの議論と重なっている (高木 2020, 172-183)。
- (3) 絶対的なもの、無限なもの、つまりは超感性的なものは、ただ自然現象ととりちがえられ誤認されることによるのみ、崇高なものとして感性的に描出される。カントはこうした否定的・消極的な描出のうちに「魂を拡張する」働きをみてとるわけであるが、だとすると、絶対的なものにたいしていかなる描出も禁じる掟 (わたしをけってして形象化してはならないというモーセの戒律) ほど、逆説的な意味でもっとも崇高な表象はないことになる (V 274)。なぜならそこでは感性的働き (構想力) によって表象しえないものがあるということ自体が表象されているからである。無限な超感性的なものは、ここではユダヤ教における宗教的絶対者であり、それにたいする掟としての表象が問題とされているが、カントは「道徳法則の表象」にもおなじ事柄をみとめている (V 274)。こうしたカントの思想のうちに、けってして描出されえない「現前の徴」としての退隠 (retrait) をみてとることもできよう (Lyotard 1991, 186 [リオタール 2020, 214])、また隠蔽性との関係における真理 (開示性) の議論に崇高論をくみこもうとつとめることもできよう (Lacoue-Labarthe [ラクー=ラバルト] 2011, 137-217)。さらには崇高なものの政治的含意へと議論はおよぶことにもなるが、しかしそうすると、崇高というあくまで感性的な判断の問題というより、実践哲学上のテーマへと変質することになろう。

## 文献

- Allison, Henry E. 2001. *Kant's Theory of Taste: A Reading of the Critique of Aesthetic Judgment*. Cambridge, U.K.; New York: Cambridge University Press.
- Brandt, Reinhard. 1994. "Die Schönheit der Kristalle und das Spiel der Erkenntniskräfte: Zum Gegenstand und zur Logik des ästhetischen Urteils bei Kant." In *Autographen, Dokumente und Berichte, Kant-Forschungen Bd. 5*, 19-57. Hamburg: F. Meiner.
- Cohen, Alix. 2013. "Kant on the Possibility of Ugliness". In *British Journal of Aesthetics*, Vol.53, 199-209.
- Guyer, Paul. 2005. *Values of Beauty: Historical Essays in Aesthetics*. Cambridge University Press.
- Kant, Immanuel. 1900ff. *Kants gesammelte Schriften*. Königlich-Preußische Akademie der Wissenschaften (Hrsg.), Berlin/ New York: Walter de Gruyter.
- カントからの引用や参照は、原則としてこのいわゆるアカデミー版全集にしたがい、巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字でしめす。
- Küplen, Mojca. 2013. "Kant and the Problem of Pure Judgments of Ugliness." *Kant Studies Online*: 102-143.
- Lacoue-Labarthe, Philippe. (ラクー=ラバルト, フィリップ [著], 梅木, 達郎 [訳]). 2011. 「崇高なる真理」. In 『崇高とは何か』 Deguy, Michel et al. (ドゥギー, ミシェル他 [著], 梅木, 達郎 [訳]). 東京: 法政大学出版局.
- Lohmar, Dieter. 1998. "Das Geschmacksurteil über das faszinierend Häßliche." In *Kants Ästhetik= Kant's aesthet.*

## カントにおける醜と崇高について

- ics= *L'esthétique de Kant*, edited by Harret Parret, 498-512. Berlin; New York: Walter de Gruyter.
- Lyotard, Jean-François. 1991. *Leçons sur l'analytique du sublime: Kant, Critique de la faculté de juger, [paragraphe] 23-29*. Paris: Galilée.
- . (リオターール, ジャン=フランソワ [著]; 星野, 太 [訳]). 2020. 『崇高の分析論：カント『判断力批判』についての講義録』. 東京: 法政大学出版局.
- Shier, David. 1998. "Why Kant finds nothing ugly". In *British Journal of Aesthetics*, Vol.38, No.4: 412-418.
- Takagi, Shun. (高木, 駿 [著]). 2020. 「醜さとは何か? : 『判断力批判』の趣味論に基づいて」. 『哲学』 2020 (71): 172-183.
- Wenzel, Christian Helmut. 1999. "Kant finds nothing ugly?". In *British Journal of Aesthetics*, Vol.39, No.4: 416-422.